

境港市議会基本条例へのパブリックコメントに係る対応

1. 条例改正案の修正の要否

否

2. 理由及び回答

●意見 1－1

基本条例は、最高規範とされているので、基本条例第8条で倫理条例を引用するのではなく、倫理条例のほうを、「基本条例第8条に基づき順守すべき事項を定める」形で整理されるのがベター。

【回答】

境港市議会基本条例は、前文及び第27条において議会及び議員活動の最高規範と定めており、この言葉の対象は、境港市で制定されるすべての条例ではなく、議会や議員に関する条例や規程にあることから、対象が限定された中での最高規範となっています。

そのため、最高規範との意味合いは、この基本条例は、条例である以上は、他の条例に対して法的な優位性を持つということではなく、境港市議会及び議員が活動していくにあたり、議会活動の活性化が「市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちづくりに寄与する」という目的を果たすため、その活動の根幹及び基盤となる基本事項としての性格にあると考えています。

そして、それ故の最高規範と規定しています。

また、この度の政治倫理条例との関連は、この議会基本条例と相互的な関係であるとの認識を持っています。

確かに、最高規範という文言を日本国憲法の最高法規と同様に考えれば、ご意見にある考え方がベターですが、政治倫理条例との関連性を含めて考えた際には、基本条例に明記することが、相互的な関係性を有する政治倫理条例との関係では本市議会においてベストであると考えています。

なお、最高規範という表現を変更することも考えましたが、参考にした会津若松市議会基本条例では、最高規範という言葉は用いておられませんが、その趣旨や実質的意義を条文に盛り込む工夫をされておられることから、最高規範という表現を用いていた

としても、そこに見出すものは同じであると考えています。

●意見 1－2

第 11 条の「意見交換等」と等をつけるなら、A、B、C 等のように複数の事柄を列記したり、第 6 条のように市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）といった定義で用いるのが通例です。

【回答】

ご指摘の通り、本来「等」を用いる際には、その中に含まれるものをどこかで列挙しないと、その裁量がどこまででも範囲が広がってしまう懸念が生じます。特に権利義務関係を規定する法令・条例においては、言葉は厳格に用いることが肝要となります。

しかしながら議会基本条例においては、対象が市議会議員のみ（定数及び現在数 15 名）であることもあり、条例を補完する役割として、逐条解説を作成しています。

この逐条解説の第 10 条（市民参加）の規定の解説を引用すると『第 1 項（条文：議会は、市政及び議会活動に市民が参加できる機会の充実を図るものとします）は、市民に「ひらかれた議会」へ「市民参加の機会を充実する」という原則を定めています。具体的には後段にでてくる意見交換会や議会報告会、休日や夜間など傍聴しやすい時間の議会開催、女性議会、子ども議会など市政討論の場の提供など、さまざまな新しい機会をつくっていただけるものと考えています。』とある通り、意見交換会は、市民参加のひとつの形態として規定されています。

ただし、第 11 条が意見交換会だけの規定では、その他のものは第 11 条には含まれないのではないかと懸念も生じます。

しかしこれは、条例制定当初（平成 26 年 4 月以前）においては、まず意見交換会を随時していくことを定例化していこうという議会の意図を汲み取った内容であります。

現在では、意見交換会として想定される市民アンケート活動や市民と議会の懇談会、他団体との懇談会などの他に、パブリックコメントや令和 6 年には市内の高校に通う境高生の意見を聴く場の取り組みとして「さかいみなと未来議会」を実施しました。これは未だ市政討論の場といえるほどのものではありませんが、それらにつながっていくものであると考えます。また、地方自治

法によらない公聴会や参考人招致制度と似た場を設けていくことも想定していることから、現行の第 11 条の規定は手狭になってきています。

では、今列挙したものを条文に明示するかと考えた際には、早熟な感が否めないのも実情です。そこで、この度はあえて「意見交換会等」という表現を使ったところです。

なお、この度の議会基本条例の改正に合わせて、逐条解説も大きく内容を更新する予定としていますので、この度の「等」の用法を用いても、大きな問題になるとは考えていません。

●意見 1－3

境港市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条の「広聴」とこの度の改正による「広聴」との意味合いが一致していない。

【回答】

広聴とは「広く一般の人の意見や要望などを聞くこと」（「デジタル大辞泉」より）とされています。その意味合いで基本条例で使用しています。

この度の改正は、意見交換会という限定的な言葉ではなく、広く市民の人の意見や要望などを聞く場を設けることが、市民意見を市政に反映することに資するものとして改正するものです。広聴の場においては、それまで規定されていた意見交換会と同様に議会報告も目的の一つとして開催するものと考えております（議会報告だけのために開催する意図はない）。

理由としては、我々が開催する広聴の場では、引き続き市議会の活動に対してのご意見も聞く場にしたいという思いからです。また、市議会が主催する市民と議会の懇談会においても、参加者から意見として、市議会の取り組みや考え方を知りたいとのご意見もあることから、より深く市民意見を広聴するためには、双方向としての報告も必要なものと考えておりますし、意見交換会の要素を否定するわけでもありません。

そしてそれは、広聴の場であっても変わりません。それが最高法規を規定した基本条例に掲げる意味合いとなります。

ご指摘の条例での広聴は、会派や議員が行う政務活動費に関する規定であり、基本条例とは用法が異なると解釈される部分もあるかもしれませんが、それぞれの条例の趣旨も鑑みてお読み取

りいただければ、現在のところ問題はないと解釈しております。

●意見 1－4

公聴会や参考人招致に関する規定を削除されていますが、本会議以外での扱いなどは想定されないでしょうか。

【回答】

公聴会や参考人招致の制度は、地方自治法に規定されており、本市においては、主に境港市議会会議規則及び境港市議会委員会条例にて規定しています。重要な案件である場合には、必要に応じて、本会議以外にも委員会※でも開催することができます。地方自治法を根拠に実施する厳格な意味での公聴会や参考人招致を、それ以外の場で実施することは考えておりません。

なお、地方自治法による公聴会や参考人招致の他に、地方自治法によらない公聴会や参考人招致と形態が似た会は、広聴の場の一つとして必要に応じて実施を検討していくことを想定しています。

※委員会は、定例会の閉会中でも開催しています。また、本会議は定例会の他に臨時会で開催することがあります。